

# 第 1 章

**地域福祉活動計画とは**

# 第1章 地域福祉活動計画とは

## 1 地域福祉活動計画とは何か・計画の目的

### (1) 地域福祉活動計画とは何か

地域福祉活動計画は、共に生きる社会づくりを実現するために、身近な福祉問題や課題に対して、座間市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）※1と市民や行政を含めた関係団体などが連携し、解決に向けた取り組みを組織的、計画的に推進し、実行するための行動計画です。

地域には、さまざまな福祉ニーズが存在し、公的な福祉サービスだけでは解決できない福祉問題や課題もあります。これらの福祉問題や課題を解決するために地域ではどのようなことができるのか、市社協とみなさんが共に考え、関係団体などとも連携しながら、取り組める計画にしました。

### (2) 計画の目的

本活動計画を策定することで、行政・市社協・市民・地域団体〔地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）※2・自治会・民生委員児童委員・当事者団体※3・ボランティアグループなど〕・事業者などの情報共有や協働のためのネットワークづくりの強化を図ります。

また、市民の一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、地域課題の共有化を図り、解決に向けた取り組みを行うことで、お互いに心の通い合う連帯の意識に満ちた豊かで活力のあるまち、「座間市に住んで良かった。」とみんなが思える地域づくりを目指します。

※1 市町村社会福祉協議会：「地域福祉の推進を図ることを目的」とし福祉事業を進める、社会福祉法第109条に定められた民間の福祉団体です。「住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現」を目指し事業展開をします。座間市では、昭和32年に任意団体として設立、昭和55年に社会福祉法人の認可を受け、地域に密着した福祉活動を推進しています。

※2 地区社会福祉協議会：小地域での地域福祉活動を推進するため、自治会、民生委員児童委員、老人クラブ、子ども会などの地域団体で組織され、住民による福祉活動の活性化、福祉に対する理解の向上など、地域住民による「支え合い」に取り組んでいる任意の団体です。市内には、28地区（平成29年3月現在）の地区社協があり、地域の課題や、特性に合った活動を展開しています。

※3 当事者団体：高齢や障がい、家族介護などを抱える当人たちによって構成される団体です。

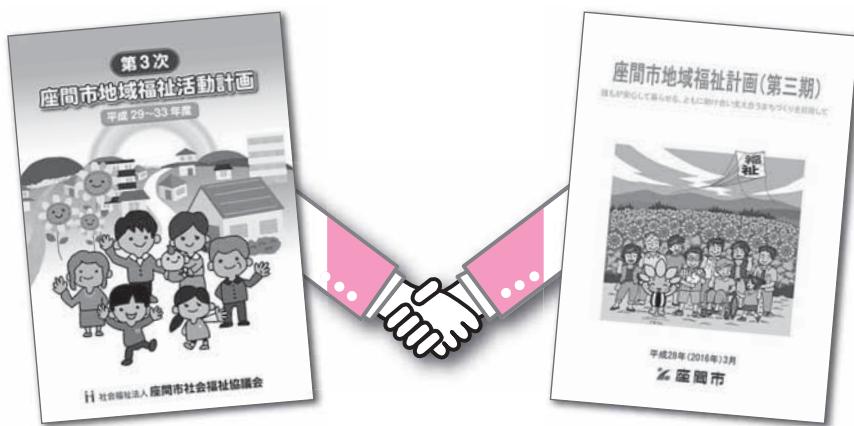
## (1) 地域福祉活動計画と地域福祉計画

座間市には2種類の地域福祉に関する計画があります。一つは市社協が中心となり策定する『地域福祉活動計画』。もう一つは、座間市(行政)が策定する『地域福祉計画』です。この2種類の計画が相互に連携して地域福祉の向上を目指すものです。

## (2) 座間市が策定する地域福祉計画

地域福祉計画は、平成15年4月の地域福祉に関する社会福祉法<sup>※4</sup>の施行とともに、地域福祉サービスの適切な利用、事業の健全な発達、市民参加の促進など、市町村の行政計画としてその公表が規定されています。

本市も総合計画の施策に基づき、これらの社会情勢の変化に対応して、市民の主体的な参加をもとに「誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して」という基本理念に則り、座間市地域福祉計画(第三期)を平成28年3月に策定しています。



**市社協  
地域福祉活動計画**

**座間市  
地域福祉計画**

<sup>※4</sup> **社会福祉法**：(市町村地域福祉計画) 第107条 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

### (3) 地域福祉活動計画と地域福祉計画の関連性

2つの計画は、ともに市民などの参加協力を得て策定されるものです。

地域福祉活動計画は、民間・市民の立場から、市民、地域団体の情報共有や協働のためのネットワークづくりを強化し、市民の地域福祉への関心を高めると同時に、ボランティアなどの福祉活動への市民参加の促進、地域の抱える生活課題への対処などの支援体制づくり（民間相互の協働）が主たる狙いです。

一方、地域福祉計画は、行政の立場から、市民一人ひとりが、安心して協力しながらいきいきと暮らせる地域社会をつくるため、すべての市民が参加できる体制づくり（公民のパートナーシップ）を目的としています。

このことを踏まえ、「誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して」に向けて、地域福祉計画と地域福祉活動計画が、地域福祉に関わる共通の目標や地域にある生活課題を共有し、この課題解決に向けて車の両輪のごとく相互に連携・協働しながらその役割を着実に果たし、地域福祉の推進を図ることが不可欠となります。（図1）

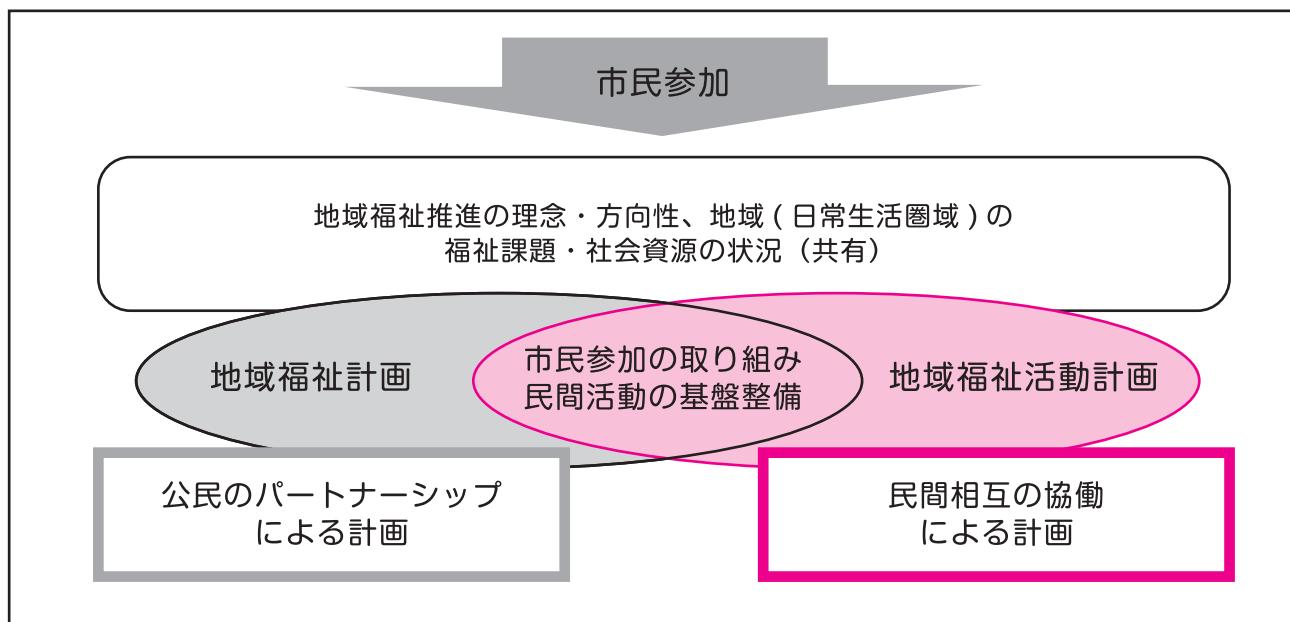


図1. 地域福祉活動計画と地域福祉計画の関連性

### 3 計画策定の経緯・構成

第1次座間市地域福祉活動計画（平成11年度から平成15年度までの5年間）では、市社協を中心として事業の計画・実践をしてまいりました。

これ以降、国の施策としては、社会福祉法の改定や介護保険法・障害者自立支援法の施行などがあり、地域における福祉サービスは行政の措置制度から、利用者の意思による契約を中心とした制度へと大きな変革を遂げることとなりました。

地域においては、社会福祉法第4条で「地域福祉の推進」とうたわれているものの、市民同士の関係の希薄化が取り上げられることが多くなり、地域の連帯感や近所づきあいといった地域のつながりの重要性に着目する傾向があります。

このことを踏まえ、第2次地域福祉活動計画（平成22年度から平成26年度までの5年間）では、人材の育成・ネットワークづくり支援・サロンづくり・地区社協活動支援を中心に新たな地域福祉の向上を図りました。

また、前述したような地域福祉活動計画と地域福祉計画について、策定期間の整合性を図るために、座間市地域福祉計画（第二期）が平成23年度から平成28年度の5か年計画であることを踏まえ、第2次座間市地域福祉活動計画（平成22年度から平成26年度）の施行期間を2年間延長（平成28年度まで）し、第3次座間市地域福祉活動計画を平成28年度に策定することとなりました。

これにより、座間市地域福祉計画（第三期）の基本理念と本活動計画の方向性を合わせて策定することが可能になりました。

本活動計画の構成は、長期的視点に立った地域福祉を推進するためのあり方として「基本理念」を示したうえで、「基本理念を達成するために行う活動の方針」があり、この方針に沿って具体的に取り組む重点項目を「活動計画」としています。

### 4 計画の期間と見直し

本活動計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、本市における地域福祉の推進状況や社会福祉関連制度の動向、座間市総合計画・座間市地域福祉計画の策定を踏まえ、平成31年度を目途に必要な見直しを行います。

### 住民主体の居場所づくり・サロン活動

サロン活動とは、地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが共同で企画をし、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間や居場所づくりを行う活動です。

座間市内では20か所を超えるサロンがあり、地区社協が主催するものや、他の住民団体で運営されるものなど、さまざまな形があります。

サロンは、住民の居場所づくりや見守り活動といったものから、ボランティアグループの活動場所などと、幅広い効果があると考えられます。



相模が丘第四地区社協のサロン活動 「おしゃべりサロン」の様子

### 運営者の情報交換の場 ~サロンサミット~



平成 28 年度 地域サロンサミットの様子

平成26年度より、サロン運営者およびサロン運営検討者を対象に、活動の情報交換や、新たなサロン活動メニューの開発を目的としたサロンサミットを開催しています。

市社協からの情報提供や、サロン運営者の事例発表を行いながら、サロンの質の底上げを目指しています。